

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

福祉国家の規範とシステムに関する
総合的研究

平成 15 年度 研究報告書

主任研究者 今田高俊

平成 16 (2004) 年 3 月

福祉国家の規範とシステムに関する総合的研究 総括報告書

平成 15 年度

主任研究者 今田高俊

目次

| | |
|--|----|
| I. 主任研究報告書 | |
| 福祉国家の規範とシステムに関する総合的研究 概要 今田高俊 | 1 |
| 福祉国家の規範的基礎づけに関する研究—正義の倫理とケアの倫理 今田高俊 | 5 |
| II. 分担研究報告書 | |
| 福祉国家と価値多元性 塩野谷祐一 | 8 |
| 社会保障論の公共哲学的考察：その歴史的・現代的展望 山脇直司 | 10 |
| 平等主義の規範的原理に関する研究 盛山和夫 | 12 |
| 規範理論の整合化と社会保障研究の視座 後藤玲子 | 14 |
| 社会保障と福祉国家のゆくえ 後藤玲子 | 17 |
| リスクに抗する福祉とは 後藤玲子 | 35 |
| III. 研究成果一覧 | 53 |

1. 主任研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「福祉国家の規範とシステムに関する総合的研究」
主任研究報告書（総括 H15 年度）

福祉国家の規範とシステムに関する総合的研究 概要

研究期間＝2002-2004 年

研究年度＝2003 年

主任研究者＝今田高俊（東京工業大学大学院教授）

分担研究者＝塩野谷祐一（一橋大学名誉教授）・盛山和夫（東京大学大学院教授）・山脇直司（東京大学大学院教授）・中嶋潤（総合企画部長）・後藤玲子（総合企画部室長）

研究目的＝

従来、社会保障・福祉に関する研究は、年金、医療、介護など個々の制度毎に、その経済的効果や社会的影響を調べるのが主であった。一方、福祉国家システムの体系的な研究に関しては、専ら、「福祉国家の類型化」という政治社会学的アプローチが採用されてきた。本研究の特色は、政治哲学、理論経済学、法哲学その他の学際的研究を基礎に、各国の社会保障改革のプロセスで提出された代替的な政策案について、各々の規範的な特性及び機能的な特性を比較分析すること、さらにそのような分析をもとに、価値の多元性を特質とする現代社会の人々が理性的・公共的に受容しうるような福祉国家の規範とシステムを構想することを目的とする。

価値の多元性を特質とする現代社会は、諸個人を政策の意思決定主体として扱う仕組みを民主主義システムとして用意している。だが、そのことは個々人の私的な利益と関心、道徳感情や規範意識を形式的・無批判に尊重すること、あるいは市場モデルのように当事者間の交渉をそのまま追認することを意味するものでは決してないだろう。民主主義は、諸個人が政策評価に相応しい公共的な判断を形成することを促し、諸個人が主体的に形成した判断を公共的に評価するような仕組みを備えたものとして解釈される。いうまでもなく諸個人がそのような判断を形成するためには、自分自身の私的な利益と関心、道徳感情や規範意識を相対化し、多様な状況にある人々に広く及ぼされる影響を広く考慮し、道理ある複数の価値判断の両立可能性を探るような機会（公共的討議の場）と確かな情報が不可欠である。だが、そればかりではない。人々が反省的・理性的な討議を進めていくためには、様々な道徳感情や規範意識が拠って立つ基本的な考え方を相

互に比較対照しうるようなフレーム（理論的枠組み）と、少なくとも政治的次元における合意を促すような政策理論もまた必要不可欠となる。

本研究は、そのようなフレームと政策理論の提供に努めるとともに、成果の公表を通じて、公共的討議の場の創設それ自体に寄与することをめざすものである。

研究方法＝

社会保障政策の規範的な特性に関しては、例えば、自助努力の促進や勤労意欲の助長、選択の自由や個人責任の尊重などの点から積極的に評価されることがある。あるいは、経済的・社会的不平等や世代間不公平感、相対的剥奪、社会的排除などの点から、また、選別主義、スティグマ、福祉への依存などの点から消極的に評価されることがある。これらは各々、一定の論理やもっともらしさ（plausibility）を備えた道徳判断によってその正当性を説明することができる。だが、通常、各々の道徳判断はいずれも局所的な適用性しか持ち得ない。起こりうる事態に関する想定が限定されたものである可能性、異なる根拠を有する他の観点によってバランス付けられる可能性を常に残しているからである。このような多元性を歴史的事実として積極的に受容しながら、ひとびとが理性的に承認しうるような最小限の政治理論を作ろうという立場が、ジョン・ロールズの重複的合意の構想である。本研究はその方法的立場を基礎として、福祉国家の基礎となる開かれた規範（体系）を構想しようという点に特徴がある。

具体的な研究の進め方は以下の通りである。社会哲学と規範経済学その他関連する分野で発展的・独創的な研究を進めている内外の研究者とともに、以下の3つのテーマに関して共同研究を進める。

第1は、政策理論の形成という実践的な観点に基づいて、①現代の主要な規範理論の解説を通じて抽出された福祉国家の分析視座の有効性を確認し、より広い視野から再構成すること。②新しいシステム像を構想する目的で構成されつつある厚生経済学の新パラダイムのさらなる改善に努めるとともに、その理論的精緻化（数理的な定式化）を図ること。

第2は、各国の社会保障改革で提出された複数の代替的な政策案の特性を次の4つの作業を通じて分析すること、すなわち、

- ① 各政策案の規範的な特性を明示化する（社会哲学的分析によって）。
- ② 各政策案の機能的な特性を明示化する（規範経済学的定式化によって）。
- ③ 各政策案を推進する上で制約条件となる現代社会の諸要因を抽出する。
- ④ 各政策案がもたらす効果・影響を多面的な角度から予測・分析する。

第3は、このような分析をもとに、価値の多元性を特質とする現代日本社会の人々が理性的・公共的に受容しうるような福祉国家の法規範と経済・政治システムの構図を描くこと。

結果と考察＝

3年計画の2年度にあたる平成15年度は、先行する2つのプロジェクトに継続的に参加した研究協力者（経済哲学、社会哲学、法哲学、社会学、憲法学、社会保障法、数理経済学）を母体として、研究報告会を開催しながら、また、『福祉の公共哲学』の刊行に向けて原稿を執筆する作業を通じて、次のような3つの課題に取り組んだ。①各国（各都市）の実際の制度のあり様（よう）や改革動向に関する文献調査・現地調査をもとに、社会保障・福祉制度の基本的モデルとそのヴァリエーションを抽出すること。②様々な包括的構想をもつ諸規範理論を、社会保障・福祉という政治的次元において整合化し、現代の多元的民主主義社会において最も plausible な政治哲学を構成すること。③構成された政治哲学の観点から、望ましい社会保障・福祉システムの基本的骨格とそれを支える基本的法規範（例：福祉権と生活保護法）と財政システムに関する新しい構想を提出すること。これらの活動を通じて得られた。主要な成果は3つある。第一は、分配的正義をめぐるリバタリアン、リベラルな平等主義、政治的リベラリズム、コミュニタリアンなどが拠って立つ哲学的議論の相違と政治的次元（社会保障・福祉政策の次元）における重複的合意の可能性が示唆されたこと。第二は、福祉国家の比較制度分析・歴史分析、社会保障行政の現代的課題、公共善・相互性・共同責任など福祉国家の基礎概念の検討を通じて新たな福祉国家の分析視座が構想されたこと。

結論＝

価値の多元性を特徴とする現代社会には、①当事者間の自発的な交渉と自由を尊重する哲学、②自然的・社会的偶然の累積化がもたらす社会的・経済的不平等の是正を主張する哲学、③意思決定プロセスへの等しい参加を要請する哲学、④自尊の念、自己の統合、自我同一性の基盤を共同体に求める哲学など、多くの規範理論が存在する。それらの考え方の相違を尊重しつつ、社会保障・福祉の次元で統合的な政策理論を構成することが本研究の目標であった。規範理論の専門領域においては、むしろ、表面的な対立あるいは表層的な融合の陰にかくれて本質的な相違がみえにくい。本研究は、「福祉国家の規範とシステム」という共通の光をあてることによって、まずもって、本質的な対立軸を明るみに出したところに大きな成果が見られる。今後の課題は、政治的次元（社会保障・福祉政策の次元）における合意可能性に焦点をあてて、いずれの理論からも支持することの可能な政策理論を探ることに設定される。

平成15年度の主たる活動成果は以下の通りである。1) これまでの研究成果を再度まとめ直して『福祉の公共哲学』（東大出版会、2004年1月刊行）を刊行する。主な目次は次の通りである。①二つの「方法論争」と福祉国家Ⅰ 経済学と倫理学との思想的接点Ⅱ、②社会保障への公共哲学的アプローチ：その歴史的・現代的サーヴェイ、③ロールズの「福祉国家」批判と「財産所有制民主主義」の構想、④センの潜在能力理論と社会保障、⑤センの「整序的目標＝権利システム」の構想、⑥ハイエクの福祉国家論、⑦ロナルド・

ドゥオーキンの倫理的責任論、⑧リバタリアンはなぜ福祉国家を批判するのか、⑨私的所有論と福祉国家、⑩福祉国家の改革原理、⑪福祉国家再編の規範的対立軸、⑫不平等と福祉国家：社会階層論再考、⑬ケアの論理と福祉国家、⑭正義とケア—個別性に配慮したく公共的ルール—の構築に向けて—、⑯福祉公共哲学の構図、⑰規範理論の整合化と重複的福祉保障システムの構想。

2) 他大学・他機関との協力のもとで、6月初旬にノーベル経済学賞受賞者であるアマルティア・セン教授を日本に招聘し、「21世紀の公共性に向けて—セン理論の理論的・実践的展開—」シンポジウムを開催した。その準備として、4月から5月にかけて国内のセン理論の理論的・実証的研究者が集まり、開発経済学・理論経済学・社会政策・法哲学など、貧困と福祉に関する学際的コンファレンスを開催した。

3) 2月中旬に2日間にわたって、公開の「福祉国家の規範と公共性に関するシンポジウム」を京都で開催した。『福祉の公共哲学』の執筆者を中心に報告がなされ、地元の研究者はもちろんのこと、神戸、大阪、東京からも多くの研究者や大学院生が集まり、活発な討議が交わされた。

かくして、これまでの研究活動を通じて、学際的・国際的研究者のネットワークが整い、福祉国家の規範を支える理論的な土壌が整備された。今後はこのうえに、具体的な制度構想、政策構想を積み上げていきたい。残念ながら、2年度、研究半ばにして研究費が打ち切られたが、来年度は、厚生労働科学研究費に代わる別の機関の研究費に挑戦し、福祉国家の哲学的基礎に関する規範的研究を、ますます発展させて、2冊目の本の刊行に持ち込みたい。2年間の研究助成に心から感謝申し上げる。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「福祉国家の規範とシステムに関する総合的研究」
主任研究報告書（総括 H15 年度）

福祉国家の規範的基礎づけに関する研究

— 正義の倫理とケアの倫理

主任研究者 今田高俊
（東京工業大学大学院社会理工学研究科 教授）

研究要旨

平成 15 年度は、福祉国家を規範的に基礎づける倫理哲学的な問題について、リベラリズムの正義論の限界を考察すると共に、これと対等な倫理的基盤としてのケア論の意義について考察を加えた。分析の対象としたのは、ロールズの正義論、ギデンズの第三の道、センの潜在能力、ウォルツァーの多元的正義、ギリガンのケアの倫理、ノディングスのケアリングである。

A 研究目的

本研究の目的は、福祉国家を基礎づけてきた正義論の限界を認識し、この限界を乗り越えるために、もうひとつの倫理的基盤であるケア論を福祉のベースに据える必要性を指摘すること、また従来の福祉国家論が採用してきた再分配政策や望ましい社会を前提にした個別政策をケアの視点から見直す必要があることを指摘することにある。

B 研究方法

ロールズ、セン、ウォルツァー、ギリガン、ノディングスらの著作にもとづき、

その福祉国家の含意を批判的に検討した。その際に、社会保障を含む福祉の再分配についてのデータと NPO 関係が提供しているサービスの実態報告を参照し、財の再分配によらない福祉の在り方についても、検討を加えた。

（倫理面への配慮）

マイクロデータは使用していないので、該当せず。

C 研究結果

正義の倫理の限界を補強するには、権利と正義を振りかざす強者の倫理ではな

く、他者の置かれた立場に視線をあわせる人間像と倫理が必要である。とくに弱者の立場にみずからの視線をあわせ、そこから福祉や社会保障を発想することが求められる。このことは単に弱者を哀れむことや救済することではない。たとえば、みずからを障害者や要介護老人や女性の位置に置き換え、そこから何が自己実現であり望ましい生き方であるのかを発想してみることである。福祉を能力開発と自己実現機会の創出に求める「積極的福祉」の試みは有益である。けれども、こうした福祉国家の再建は、ともすれば生活が安定した中産階級向けになりがちである。

ケアすることが喜びであり、生きていく上での力となることが大きな課題である。現在、人々は弱肉強食の競争原理に翻弄されて、ケア力が萎えてしまいかねない状況にある。共生社会を作り上げるには、ケア力を前提にした競争社会の仕組みを考えるほかない。救済的なケアに偏する市場主義では連帯と共生を柱とする福祉国家は再建できない。社会をケアの倫理と弱者の視点から再構成することが、新しい福祉国家像を提供することになる。

福祉国家の再建には、これまで以上にケアの倫理を基礎とした制度の再構築が必要であることがわかった。

D 考察

福祉国家の再建のためには「ケアの倫理」の整備が不可欠である。そうすることで「正義の倫理」と「ケアの倫理」の補完性を樹立し、正義論の限界を乗り越

えることである。ケアの倫理については、かつてキャロル・ギリガンが『もうひとつの声』で、正義の倫理とケアの倫理を男性と女性との対比で問題提起して論争を呼んだが、ケアの倫理はジェンダーに固有のものではなく、人間本性にかかわる普遍的な問題である。ケアの倫理からジェンダー・バイアスを取り除くことで、正義とならぶ倫理的基準として位置づけ直すことが重要。とくに、福祉や社会保障を考える上でそうである。

E 結論

ケア論を基礎にした福祉国家の再建をめざすには、社会保障・福祉政策を国や全体社会の舵取りという視点からではなく、ケアの原点である家庭から出発して捉え直す必要がある。現在、家族は危機状態にあるといえるが、それは従来福祉政策が家庭から出発せず、正義論にもとづく再分配問題に偏ってきたためである。社会から家庭へではなく、家庭から社会へという視点で、福祉のあり方を再構築する必要がある。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

今田高俊「福祉国家とケアの倫理—正義の彼方へ」塩野谷佑一・鈴木興太郎・後藤玲子編『福祉の公共哲学』東大出版会、2003、所収。

今田高俊「福祉国家の再建－塩野谷佑一
『経済の倫理－福祉国家の哲学』に寄せて」UP、2003、所収。

今田高俊「視点・論点」(NHK 教育テレビ) 出演

福祉国家の再建 (1/17, 2003)

幸福の条件 (4/10, 2003)

ケア力と暴力 (7/2, 2003)

2. 学会発表

今田高俊「ケアの倫理と福祉国家」福祉
国家の規範と公共性に関するシンポジ
ウム、2004年2月14日～15日 於立
命館大学

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

II. 分担研究報告書

福祉国家と価値多元性

研究協力者 塩野谷祐一
(一橋大学 名誉教授)

研究要旨

平成 15 年度においては、価値多元主義と価値非相対主義を前提としつつ、制度としての福祉国家の倫理的基礎づけおよびその改革の方向づけのために、問題意識として三段階にわたる知の統合化を追求した。第一は、道徳哲学の統合化（道徳哲学は対立を強調しすぎている）、第二は、理念と制度との間の統合化（道徳哲学は制度に対して盲目であり、社会科学は理念に対して無知である）、第三は、制度間の統合化（制度の個々の側面に関わる個々の社会科学は相互に孤立的である）である。

A 研究目的

本研究の目的は、価値多元性の下で福祉国家の規範的基礎をどのように確立するかを理念と制度の両側面から究明することにある。

（倫理面への配慮）

とくに問題はない。

B 研究方法

経済学と倫理学とを含む総合的社会科学の視野の下で、思想史の素材に着目するという研究方法を取る。経済学の歴史の中で、制度経済学・経済社会学・総合的社会科学を志向したドイツ歴史学派経済学のパラダイムは再検討に値する。

C 研究結果

今年度は研究会での議論を踏まえて、研究成果を下記の論文にとりまとめた。福祉国家の制度分析にとって、狭義の経済学を超えた総合的社会科学の視点および倫理学的分析の必要性・有効性が示唆された。

D 考察

論文(1)および(5)は、総合的社会科学の枠組みおよび方法の構築を行った。論文(2)は、その枠組みに照らして、シュンペ

ーターとクズネッツとの間の方法論的対立点を解明した。論文(3)は、現代規範理論における自由主義対共同体主義の対立と経済学における方法論争との同型性を示し、併せて経済学と倫理学との接点を明らかにした。論文(4)は、福祉を規定する経済的・制度的要因の関連を論じた。論文(6)では、思想史研究における哲学（存在論・認識論・価値論）の位置と役割を体系的に示した。

E 結論

福祉国家の規範と制度の相互関連を分析するためには、規範理論の整合化、理念と制度との整合化、制度(資本主義・民主主義・社会保障)の間の整合化という三段階の基礎的研究が不可欠である。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

(1) 'Scope and Method of Schumpeter's Universal Social Science: Economic Sociology, Instrumentalism, and Rhetoric,' *Journal of the History of Economic Thought*, forthcoming.

(2) 'Schumpeter's Preface to the Fourth German Edition of the *Theory of Economic Development*,' *Journal of Evolutionary Economics*, forthcoming.

(3) 「二つの『方法論争』と福祉国家——経済学と倫理学との思想史的接点」塩野谷他編『福祉の公共哲学』東大出版会、平成16年。

2. 学会発表

(4) 'An Ethical Approach to the Paradoxes of Happiness,' Kyoto Forum, June 2003.

(5) 'Scope and Method of Schumpeter's Universal Social Science: Economic Sociology, Instrumentalism, and Rhetoric,' *History of Economics Society*, at Duke University, July 2003.

(6) 'The Place and Role of Philosophy in the History of Economics,' Workshop on Cambridge School of Economics, at Hitotsubashi University, December 2003.

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「福祉国家の規範とシステムに関する総合的研究」
分担研究報告書（総括 H15 年度）

社会保障論の公共哲学的考察：その歴史的・現代的展望

研究協力者 山脇直司
（東京大学大学院総合文化研究科 教授）

研究要旨

平成 15 年度は、「制度の現状分析、制度設計の哲学的理念、具体的な政策提言」を統合的に論考する学問としての公共哲学的観点から、19 世紀以降のドイツ、英国、日本における社会保障論を歴史的・系統的に考察し、それを現代の英米系の規範理論とも対比させることによって、それらが現代の福祉国家研究に寄与しうるポテンシャルを浮き彫りにした。

A 研究目的

本研究は、とかく現代アメリカの政治理論に依拠しがちの規範研究の偏りを、ヨーロッパ大陸やわが国における福祉国家の哲学の知的遺産を再考することによって、本プロジェクトに幅と奥行きを与える目的でなされた。

B 研究方法

二次文献や参考文献に頼ることなく、一次文献（ドイツ語、英語、日本語）を読解しながら、またその文献が描かれた政治的・経済的背景を洞察しながら、研究を行った。

C 研究結果

今年度は研究会での議論を踏まえて、研究成果を以下の論文（論文名）にとりまとめた。

「社会保障論の公共哲学的考察：その歴史的・現代的展望」塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『福祉国家の哲学』東京大学出版会、2004 年 1 月、1-16 頁

D 考察

従来の公私二元論というパラダイムでは、これからの福祉国家のあり方を考える上で不十分であり、「政府や官の公」と「民の公共」と「私的経済」の相互作用的三元論的パラダイムの導入が、不可欠である。

E 結論

規範研究と実証研究と政策論の総合研究のための足がかりを提供できた。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

先述の論文

2. 学会発表

特になし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「福祉国家の規範とシステムに関する総合的研究」
分担研究報告書（総括 H15 年度）

平等主義の規範的原理に関する研究

研究協力者 盛山和夫
（東京大学大学院人文社会系研究科 教授）

研究要旨

平成 15 年度は、現代の平等主義の理論のロールズ『正義論』が、本当ははたしてどのような平等をどのような理路によって主張したものなのかを再検討するとともに、今日において盛んに展開されている責任—平等主義の理論を取り上げて、その理論構成がはらむ問題点を、(1)福祉という社会的価値と適合的なものになっているかどうか、そして(2)責任という理由の根拠は理論的に成立しうるものかどうかを中心的に分析した。

A 研究目的

本研究の目的は、社会における二つの主要理念である「自由」と「平等」のうち、「平等」について、その規範的価値の理由はどのように理論化することができるか、これまでの平等主義の諸理論ははたして理論化に成功しているか、そして、「どのような平等」がどのような理由によって望ましいものとして受け入れることができるかを、原理論的に探究することである。

B 研究方法

本研究は理論研究であり、文献の読解と分析、および自らの理論構築を行うもので、調査データ・実験データのたぐい

は用いていない。したがって、個人情報流出に関わる問題はない。他の点についても、倫理面には十分に配慮した。

C 研究結果

今年度は研究会での議論を踏まえて、研究成果をG欄の論文にとりまとめるとともにロールズの平等論についての考察を別途発表準備している。

D 考察

(1)ロールズの平等論は、マクシミン原理に基づく社会状態の間の社会的選択理論という構図に合致するものではない。

(2)責任—平等主義は、あまりにも基礎づけ主義的であって、その意図せざる結果

として道徳的問題が生じうることに配慮していない。

(3)「責任」の概念は、道徳的判断にとって外側にある客観的基盤となるものではなく、それ自体が道徳的判断として社会的に構成されるものである。

E 結論

責任－平等主義理論は、平等の理念を与える理論として失敗しており、それに変わる新たな理論構築が求められている。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

「福祉にとっての平等理論 — 責任－平等主義批判」, 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『福祉の公共哲学』(東京大学出版会, 2004年)179-195頁.

2. 学会発表

なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「福祉国家の規範とシステムに関する総合的研究」
分担研究報告書（総括 H15 年度）

規範理論の整合化と社会保障研究の視座

後藤玲子

（国立社会保障・人口問題研究所 室長）

研究要旨

本研究の目的は、異なる立場の規範理論について、各々の特性と限界を明晰化したうえで、現実の福祉保障政策への適用範囲や方法を考察することにある。本年は特に、リベラリズムとコミュニタリアニズムの視角を合わせ鏡としながら、重層的な福祉保障の仕組みを構想した。

A 研究目的

本プロジェクトには複数の対立的な規範理論の専門家が集まった。議論の中で、各規範理論は少しずつ重なりをもちながらも、異なる問題に光をあて、異なる事実を依拠しながら、異なる規範的判断を提出していることがわかった。本研究の目的は異なる規範理論の整合化の意義と方途を探ること、それをもとに現実の福祉保障政策への適用範囲や方法を考察することにある。

B 研究方法

リバタリアニズム、政治的リベラリズム、リベラル・イコールティ、コミュニタリアニズムという4つの対立的な規範理論について、以下のような検討を加え

る。

- ① 各々が依拠している事実や注目する問題を、複数の角度から吟味し、それぞれの特性と限界をより明確化すること。
- ② それぞれの理論が効いてくるケースを見極めながら、一定のバランスでそれらを整合化すること。
- ③ 整合化された理論をもとに現実の福祉保障政策への適用範囲や方法を考察すること。

（倫理面への配慮）

特になし

C 研究結果

リベラリズムとコミュニタリアニズム

は、しばしば、正と善との優位性をめぐって対立的に捉えられがちである。だが、社会保障の文脈においては、両者は相補的に位置づけられる。

リベラリズムは、個人の視点に立った正義の観念（個人別衡平性、選択の自由の平等な保障など個人に対する対称的な扱い）を経済学と共有しながらも、同時に、経済学を越える正義の観念（異なる境遇にある個人に対する「等しい尊重と配慮」（ドゥオーキン））とそれを支える相互性の観念をもつ。他方、コミュニタリアニズムは、共同体という個人間の関係性に依拠しながら、メンバー個人の貢献や必要に関する独自の――市場的需給関係とは異なる文脈依存的な――評価軸を形成する契機をもつ。これら2つの視点が合わせ鏡とされるなら、ルールと権利概念を基調とするリベラリズムのフレームに具体的な価値を投入することができるだろう。

D 考察

確かに、コミュニタリアニズムが指摘するように、個人の異なる質の活動を内在的に評価するためには、個人間の直接的な関係性や協働性を反映した評価基準――貢献・功績――が有用である。さらに、個人に基本的福祉を保障するためには、文化や環境の相違を加味した福祉指標の作成が望まれる。その意味では、共同性をもった地域共同体や組織などの媒介集団を福祉保障の基礎単位とすることには理があるだろう。そのうえで、リベラリズムの視点は、それらの集団を包含し、各々の仕切りを緩めるような上位

システムを構想する。それは、福祉と活動評価に関する各集団の自律性を尊重しつつも、集団間で必要に応じた資源移転（分配）を実行することのできる財政システムを備えている。また、すべての個人を受容し、すべての個人に同一の基準を等しく適用するという一般原則を立てるとともに、移動の自由（職業や所属、集団間の移動も含めた）、精神・良心・表現の自由などの市民的・政治的自由を個人に保障する法・規範システムを備えている。さらに、道徳・宗教・哲学の多様性を認め、意思決定への実質的参加を図る政治システムを備えている。

このような上位システムのもとで個人は、緩やかに重なり合ったメンバーシップをもちながら媒介集団の間を行き来し、それぞれの集団が独自に掲げる評価基準に従いながら、活動の機会と基本的福祉を普遍的に保障されることになる。

E 結論

以上が、コミュニタリアニズムとリベラリズムの視点から描かれる社会保障制度の構想である。最後に1点注記したい。ここでいう上位システムとは本質的に国家の壁を越えて機能しうるシステムである。また、ここでいう媒介集団には国境を越えて活動する組織やグループが含まれる。したがって、後者を緩やかに包含する前者のシステムは、ローカルかつグローバルな性質をもつことになる。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

(共編著)『福祉の公共哲学』、東大出版会、324頁、2004年1月(塩野谷祐一・鈴木興太郎との編著)

「社会保障と福祉国家のゆくえ」川本隆史編、『応用倫理学講義4経済』、岩波書店、近刊。

(単著)“Well-Being Freedom and The Possibility of Public-Provision Unit in Global Context,” *Ethics and Economics*, forthcoming.

(単著)「ニーズ基底的相互提供システムの構想」、斉藤純一編『シリーズ 福祉国家の行方 第5巻』、ミネルヴァ書房、2004年3月刊行。

(単著)「アマルティア・セン 個人の主体性と社会性・公共性のバランス」『人間会議』 宣伝会議, 2003 冬号, pp. 30-34.

(共著)「アメリカ合衆国」、仲村優一・阿部志朗・一番が瀬康子編『世界の社会福祉年鑑 2003』、旬報社、pp. 233-269、2003年11月、pp. 283-320、2002年12月、p. 269-316、2001年12月(阿部彩との共著)

2. 学会発表

立命館大学大学院先端総合学術研究科開設記念国際シンポジウム「21世紀の公共性に向けて——セン理論の理論的・実践的展開」“Understanding Sen’s Idea of a Coherent Goals-Rights System in the Light of Political Liberalism,” 2003.6.2.

“Well-Being Freedom and The Possibility of

Public-Provision Unit in Global Context,” 3rd Conference on the Capability Approach: From Sustainable Development to Sustainable Freedom 7-9 September 2003-University of Pavia, Italy (セン理論に関する国際学会) .

(Session9 Discussant), The 2nd International Conference Japan Economic Policy Association, Nagoya University, 2003, 11.29-30.

“Towards International Equity a la Rawls and Sen: Ideal Social Contract based on Open Impartiality,” Symposium on International Generational Equity, 2004, 2.28-29 at Graduate School of International Corporate Strategy, Hitotsubashi University.

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし